

裁 決 書

審査請求人



処分庁



審査請求人が平成29年11月2日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく費用返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、平成29年8月31日付けで行った法第63条に基づく費用返還決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 平成16年4月1日付けで、処分庁は審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、法による保護を開始した。
- 2 保護開始時より誤って障害者加算を認定していたことが判明したため、処分庁は請求人に対し、平成29年9月分保護費から認定を削除するとともに、同年8月31日付けで、平成24年9月から平成29年8月の間に過支給となった保護費について法第63条に基づき費用返還決定（以下「本件決定」という。）を行った。
- 3 平成29年11月2日付けで、請求人は、本件決定の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

(1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

請求人は、高齢（68歳）で、知的障がいがあり、日中は、障がい福祉事業所に通い、生活は障がい者グループホームにて共同生活を送っている。平成16年4月、長年の在宅生活から地域での自立生活をするために、グループホームへの入居に伴い、障害基礎年金の申請をしたが、帰化した年齢が20歳を超えていたために、年金の受給はできず、生活保護受給者となった。

その際に処分庁担当者の手違いにより、本来支給されない「障がい加算」が算定され、以降全く見直されることなく支給され続けてきたそうだが、請求人や支援者であるグループホームの世話人なども、まったくそのことを知らず、突然、平成29年8月8日に現担当者が訪問し、「手違いで支給していたため返金してほしい。時効の分は免除するが残り1,268,930円を返済してほしい。」と言われた。

「そちらの手違いでなぜ請求人にだけ責任を負わせるのか？」と抗議したが聞き入れられず「内部で検討する」と返答されるが、後日「やはり返金してほしい。金額は、1,485,020円に変更して書類を送る」と電話で言われた。書類が届くと、知らない間に再度増額されており1,590,700円と記載されていた。

処分庁の手違いにより生じた事案に対し、当時の担当者の責任を問うことや、支払われた金額の用途など一切の調査もなく、生活が困窮しているから保護受給をしている高齢障がい者である請求人に、一方的に突然の加算カットだけでなく、すべての責任を負わせることは明らかに不当であると思う。

同じような事案で、処分が違法であるとして取り消された例は、東京地方裁判所平成29年2月1日判決がある。

(2) 審理員が平成30年1月4日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

処分庁の弁明書の内容は、単に法63条において誤認による支給の場合も含まれることを主張するにすぎないもので、本件決定の正当性について何ら弁明するものではない。

過誤による支給保護費の全部又は一部返還を求められた場合、たとえ分割であっても請求人の自立を阻害することとなるのは明らかであるのにその点について何ら具体的検討はなされていない。

(3) 請求人から提出のあった証拠書類には、次の記載がある。

ア 平成29年8月31日付けの本件決定通知書には、「法第63条の規定により、次のとおり返還金・徴収金の額等について決定したので通知します。」との記載があり、決定理由として、「障がい者加算の認定誤りにより保護費が過支給となっていたため、平成24年9月から平成29年8月に支給した保護費のうち、1,590,700円について、法第63条に基づき返還決定します。」との記載がある。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が平成29年12月18日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 本件決定に至る経過

平成16年4月1日	保護開始。申請理由「知的障がいがあり働けないため」
平成16年4月9日	4月1日付けでの保護開始決定。保護開始時より障害者加算を認定。
平成29年7月21日	請求人の障害者加算の根拠となる資料がないことが判明したため、処分庁において、障害者加算の妥当性の確認を行うこととした。
平成29年7月下旬	確認の結果、請求人の障害者加算については、保護開始時に誤って認定したものであったため、処分庁から、請求人が入所しているグループホームの請求人の世話人（以下「世話人」という。）に電話連絡を行い、保護開始時より障害者加算を誤って認定していた旨等を説明。また、世話人に対し、処分庁の担当係長と担当ケースワーカーから、請求人とグループホームの職員に直接会って謝罪と詳しい説明を行いたい旨伝えたところ、平成29年8月8日に、グループホームの関係施設の事務所に伺うこととなったが、請求人は理解が困難であることから、グループホームの職員で話を聞くとのことであった。
平成29年8月8日	処分庁の担当係長と担当ケースワーカーが訪問したところ、グループホームの主任と世話人の2名が対応。処分庁の職員から、まず、障害者加算の認定が誤っていたことを謝罪するとともに、平成29年9月分から障害者加算の認定を削除すること、障害者加算の認定誤りにより過去5年分に過支給した保護費の返還が必要となることを説明した。なお、この時点で返還額は未確定であったため、目安の返還金額を提示するとともに、返還は分割で納付が可能であること説明した。
同日	平成29年9月分の保護費より障害者加算を削除する処理を行った。
平成29年8月15日	グループホームの管理者より、今回の返還の件について、もう一度検討して欲しいとの電話連絡。
平成29年8月22日	返還決定を行うにあたり、処分庁において、自立更生に充てられるものとして返還対象額から控除できるものがないか検討した。請求人は、簡単な会話以外はコミュニケーションが困難であることから、請求人からの聞き取りは困難であるが、直近の資産申告時である平成29年6月20日に預金が30万円以上あ

ることを確認していたことから、処分庁として、請求人の日常生活に支障はなく、返還額から自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものとして、要返還額から控除できるものはないと判断した。

グループホームの管理者に連絡し、今回の返還が必要であることを再度説明した。

平成29年8月31日 本件決定

イ 本件決定の正当性について

法第63条では、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定められている。

また、法第63条中の「等」については、「調査不十分のため資力あるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合或いは保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って、不当に高額の設定をした場合等である。(改訂増補生活保護法の解釈と運用(小山進次郎著)649頁、650頁)」とされており、同条が、保護の実施機関が誤って高額の設定をした場合に過払いとなった保護費の返還を求める趣旨も含んでいるものと解されており、本件決定については、「保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って、不当に高額の設定をした場合」にあてはまる。

よって、本件決定は正当である。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成29年8月22日に開催したケース検討会議の記録票には、議題に係る現況として、「自立更生に充てられた費用の聞き取りを請求人に出来ない状態であるため、どのように判断すべきか。」との記載があり、会議内容および指導事項・結論等として、「請求人は、意思の疎通困難な状態であるが、直近の資産申告書で貯金が30万円以上あることから、請求人の日常生活は問題なくできている。よって、請求人の法63条返還金から自立更生に充てられたものとして、控除できるものは無いと判断する。」との記載がある。

イ 平成29年6月20日に受理した資産申告書には、同月5日現在の預貯金額は340,239円である旨の記載がある。

理 由

1. 本件に係る法令の規定について

(1) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受

けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

なお、本条文については、本来受けるべきでなかった保護金品を得たときの返還義務を規定したものであり、「急迫の場合等」の「等」とは、調査不十分のため資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合、あるいは保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って不当に高額の設定をした場合等であると解されている。

2. 本件決定について

- (1) 法第63条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対して、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまるものである。

これは、全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、金額の決定を保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、保護の実施機関は、法第63条に基づく返還決定を行うにあたって、以上の趣旨に従い、被保護者の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情を調査して、これらを踏まえ、返還決定が被保護者の最低生活及び自立にもたらす影響等を考慮したうえで、個々の場合に返還を求める金額の決定について適切に裁量を行使しなければならない（福岡地方裁判所平成26年3月11日判決、及び東京地方裁判所平成29年2月1日判決参照）。

- (2) 障害者加算に認定誤りがあることに気付いた処分庁は、平成29年8月22日にケース検討会議を開催し、請求人は意思疎通が困難であるが、同年6月5日現在の資産申告書により、30万円以上の預貯金があることから、日常生活に問題はなく、自立更生控除できるものは無いと判断し、請求人に対し、同年8月31日付けで本件決定を行ったものと認められる。

以上の経緯から、自立更生控除の検討にあたり、請求人の資産に係る検討はなされているが、処分庁が本件決定を決定するまでの間に、請求人の生活実態、本件過支給費用の使用の状況等について、具体的に調査を行ったことを裏付ける事実を認めることができない。また、調査の結果を踏まえ、本件過支給費用の全部又は一部の返還をたとえ分割による方法によっても求めることが、請求人に対する最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反することとなるおそれがあるか否か、請求人世帯の自立を阻害することとなるおそれがあるか否か等についての具体的な検討をした形跡も見出すことができない。

そして、本件においては、保護費が過支給となったのは、処分庁が誤って障害者加算を認定したことにより生じたものであり、請求人には瑕疵が認められないという特段の事情のあることに留意すべきものといえる。

- (3) これらを踏まえると、処分庁は、本件決定に至る判断の過程において考慮すべき事情を考慮せず、請求人の生活実態、本件過支給費用の使用の状況など検討すべき個別具体的な事情に

についての調査を行っていない点において、返還額の決定に至る過程には瑕疵があるといわざるを得ず、取消しを免れない。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件決定に違法又は不当な点は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。



令和元年10月18日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
また、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として(訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。)、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。